## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第３３２号**
静岡県浜松市西区西山町1177番地の31、開始決定時の住所静岡県浜松市中区西丘町570番地
破産者　佐々木澄子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　債権届出がすべて取り下げられ、破産手続を続行する必要がないため、職権により破産手続を終結する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２９年（フ）第８１号**
鹿児島市上荒田町26―29グランデ瑞穂４－Ｂ
破産者　有限会社ＯＺＩＺＯ
1　破産債権の届出期間　平成29年７月26日まで
2　一般調査期日　平成29年10月４日午後１時30分
平成29年７月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１０号**
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目42番３号
破産者　若林　　隆
1　破産債権の届出期間　平成29年８月２日まで
2　一般調査期日　平成29年９月15日午後２時
平成29年７月５日
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２９年（フ）第１０１４号**
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地７　シャルマン512―305号
破産者　山口　洋毅
1　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
2　一般調査期日　平成29年９月22日午前11時30分
平成29年７月５日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０３２号**
愛知県尾張旭市北原山町大久保見2030番地　ネオハイツ森林公園Ａ―1008号
破産者　青山　宜正
1　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
2　一般調査期日　平成29年８月29日午後２時20分
平成29年７月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１８号**
北海道小樽市桜１丁目９番15号
破産者　中村　良治
1　破産債権の届出期間　平成29年８月７日まで
2　一般調査期日　平成29年10月24日午後１時30分
平成29年７月５日　札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第８４号**
北海道旭川市東光14条４丁目６番11号
破産者　岡久　優二
1　破産債権の届出期間　平成29年８月７日まで
2　一般調査期日　平成29年８月24日午後２時20分
平成29年７月６日　　旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２９４号**
埼玉県新座市栄４－７－３、住民票上の住所　埼玉県新座市馬場２丁目５番８号
破産者　眞下　　篤
1　破産債権の届出期間　平成29年８月15日まで
2　一般調査期日　平成29年９月19日午後２時
平成29年７月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第８９０号**
大阪府守口市八雲東町２丁目17番２号　202号室
破産者　谷川プレスこと　谷川　勝美
1　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月25日午後２時
平成29年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３６号**
大阪市大正区泉尾１丁目32番13号
破産者　荒木　晃子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月４日まで
2　一般調査期日　平成29年10月12日午後２時
平成29年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４２１４号**
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番34号　セザール帝塚山ガーデン501号
破産者　堀口　昌也
1　破産債権の届出期間　平成29年９月22日まで
2　一般調査期日　平成29年10月23日午後２時
平成29年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算開始

**平成２８年（ヒ）第２０８０号**
東京都品川区上大崎２丁目25番地５号久米ビル４Ｆ
清算株式会社　株式会社ハイタイム
代表清算人　片岡　　拓
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２９年（ヒ）第７号**
兵庫県赤穂郡上郡町八保字小家ノ谷丙548番地１
清算株式会社　播備高原開発株式会社
代表清算人　三田　勝喜
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

## 特別清算協定認可

**平成２９年（ヒ）第２０３８号**
東京都中央区八重洲２丁目８番７号　福岡ビル
清算株式会社　ＮＫ株式会社
代表清算人　堀口　　真
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、ＮＫ株式会社（以下「清算株式会社」という）の本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、本特別清算開始決定日以後の利息請求権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいい、一般債権を有する債権者を一般債権者という。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を各一般債権者に追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、上記⑵による免除の効力は失われるものとする。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部